

令和8年度屋外広告物講習会受講案内

埼玉県内で屋外広告業を営む者は、屋外広告物条例の規定により、埼玉県知事（さいたま市、川越市、川口市、越谷市内においてはそれぞれの市長）の登録を受けるとともに、営業所ごとに《一定の資格のある者》を業務主任者として置かなければなりません。また、埼玉県内で一定の基準を超える屋外広告物の設置等をする者は、《一定の資格のある者》を管理者として置かなければなりません。これらの《一定の資格》を得ることができる「屋外広告物講習会」を次のとおり開催しますので、これから業務主任者になろうとする方、又は広告物の管理者になろうとする方等は、この講習会を受講してください。

■ 講習会の開催について

1 開催日時及び開催会場

開催日時	開催会場（４ページ案内図参照）
令和８年６月２６日（金） 午前９時３０分から午後５時まで	ウェスタ川越 ２階 会議室１ 川越市新宿町１－１７－１７

2 講習の主な内容及び講習時間

講習科目	講習の内容	講習時間
屋外広告物の施工	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策や施工管理について	２時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法及び川越市屋外広告物条例を中心とした屋外広告物に関する法令	１時間５０分
屋外広告物の表示の方法	都市の良好な景観の形成及び屋外広告物の意匠、色彩並びに形状との調和のあり方について	２時間

3 使用するテキスト

屋外広告物関係法令集ほか（事前にメールにて配布）※テキストの紙での配布はいたしません。

※令和８年６月２４日（水）までに到着しない場合は、川越市都市計画部都市景観課
都市景観担当（TEL 049-224-5961）までご連絡ください。

※当日はネット環境の提供はありませんので、ダウンロードの上お越しください。

4 時間割

9:00	9:30	9:40	11:40	12:40	14:30	14:45	16:45	17:00
受付	オリエンテーション	施工	休憩	法令	休憩	表示の方法	修了証書交付	

※受付は混雑するおそれがありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※「屋外広告物の施工」に関する科目の受講が免除される方は、午後１２時３０分に受付をいたしますので、会議室入口にお集まりください。

■ 受講申込みについて

1 申込み方法

屋外広告物講習会受講申込書に必要事項を記入し、下記「2 申込必要書類」を添付の上、必ず受付期間中にメールで申込みをしてください。

※メール送信時の件名は「川越市屋外広告物講習会申込（お名前）」としてください。

※定員になり次第、受付を締め切りますので、あらかじめご了承ください。

受付場所	受付期間	定 員
川越市 都市計画部 都市景観課 都市景観担当 メールアドレス:toshikeikan★city.kawagoe.lg.jp ※メール送信時は、★を@に置き換えてください。	令和8年5月7日(木) 午前9時 ～ 令和8年5月22日 (金)	50名 (申込順)

2 申込必要書類

下記必要書類に必要事項を入力の上、メールに添付してください。

① 屋外広告物講習会受講申込書

(川越市ホームページよりダウンロードし、ご使用ください。)

※所定の位置に写真を貼付。(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽子正面上半身の写真)

② 資格証明書の写し

講習課程の一部免除者は、資格等の確認をします。

3 受講手数料 3,000円 (※テキスト代等の実費)

申込み後に、市から手数料納入通知書をメールで送付しますので、納入通知書をご自身で印刷し、記載された指定金融機関で納付してください。

受講手数料の納付期限：令和8年6月12日（金）

納付後は、都市景観課のメールアドレスに領収書の写しをお送りください。

※講習科目の一部を免除される場合も受講手数料は変わりません。

※申込受付後、講習会を受講されなくなった場合でも、受講手数料はお返しできません。

※受講票の送付等の関係で、当日のお支払い等、前述の方法以外での対応はいたしかねます。

3 受講票の送付

受講手数料の納付を確認し、申込の受付事務終了後、送信します。

受講票は原則申込者指定のメールアドレスに送信いたします。

令和8年6月24日（水）までに到着しない場合は、川越市都市計画部都市景観課都市景観担当（TEL 049-224-5961）までご連絡ください。

受講票は必ず講習会会場に持参してください。

■ 講習科目の一部免除について

次の資格を有する者は、「**屋外広告物の施工**」に関する科目の受講が免除されます。
免除を希望する場合は、受講申込みの際に資格を証する書面の写しを添付してください。

- (1) 建築士法に規定する建築士の資格を有する方
- (2) 電気工事士法に規定する電気工事士の資格を有する方
- (3) 電気事業法に規定する電気主任技術者免状（第1種・第2種・第3種）の交付を受けている方
- (4) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許（帆布製品科）を受けた方、技能検定（帆布製品製造）に合格した方及び職業訓練（帆布製品製造科）を修了した方

講習会修了証書の交付について

講習科目すべてを受講した方に、講義終了後交付します。

なお、各講習科目について、遅刻、早退又は中座をした場合、すべての講習を受講したとは認められず、修了証書の交付が受けられなくなりますのでご注意ください。

問い合わせ先

川越市 都市計画部 都市景観課 都市景観担当

〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1

電 話 049-224-5961

Eメール toshikeikan★city.kawagoe.lg.jp

※メール送信時は、★を@に置き換えてください。

講習会会場

会 場：ウエスタ川越 2階 会議室1

所在地：川越市新宿町1-17-17

交 通：JR 川越線・東武東上線「川越駅」西口より徒歩約5分

西武新宿線「本川越駅」西口より徒歩約15分

<本川越駅よりバスをご利用の場合>

●西武バス乗り場 ①番

※新所02、本55系統「川越駅西口」下車徒歩約5分

※本53、54系統「ウエスタ川越前」下車すぐ

●西武バス乗り場 ②番

※川越35、川越35-1系統「ウエスタ川越前」下車すぐ

※公共交通機関をご利用下さい。

